



2023年10月19日

ビジネスと人権リソースセンター
<https://www.business-humanrights.org/ja/>
認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ
<https://hrn.or.jp/>

アンケート調査へのご協力のお願い

拝啓

時下ますますご清栄のことと存じます。

この度、ビジネスと人権リソースセンターと国際人権NGOヒューマンライツ・ナウは、ビジネスにおける人権侵害等をふまえ、各社における人権デュー・ディリジェンス(HRDD)の義務付けを行う法律等、HRDDの実践を前進させる法律の制定に関するご意見を社会に対して明らかにするための調査を実施することとしました。

2011年の国連ビジネスと人権指導原則の導入以来、企業に対し人権を尊重する取り組みを求める声が国際的に高まっています。日本においても、2020年10月に「ビジネスと人権に関する行動計画(2020—2025)」が策定され、2022年には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定されました。世界では、欧米各国を中心にHRDDの義務付けを行う法律や、HRDDを間接的に促す通商規制(輸出入規制等)の導入が進められています。また韓国においても2023年9月にHRDDを義務付ける法案が国会に提出されました。

こうした中、国連ビジネスと人権作業部会は、2023年7月24日から8月4日までの12日間で訪日調査を実施し、東京・大阪・愛知・北海道・福島において、政府関係者、ビジネスセクター、市民社会、業界団体、労働組合、労働者、研究者、弁護士その他ステークホルダーからのヒアリング・実地調査を実施しました。国連WGは、調査最終日に「ミッション終了ステートメント」を公表し¹、その暫定的所見を明らかにしました。

国連WGステートメントにおいて、現状の日本におけるビジネスと人権に関する状況が、国際基準の観点から大いに問題があるということが包括的に明らかとされ、国連ビジネスと人権指導原則の観点から、取り組むべき重大な多数の課題の指摘がありました。さらに、ステートメントにおいて「作業部会がお会いしたほとんどの企業の方々は、HRDDを義務づけることが望ましいことを示唆しました。これによって企業間に「公正な競争条件」が生まれ、政府の政策や基準との整合性も高まるからです。HRDD要件を厳格化しない限り、中小企業にUNDPsを採用する動機は生まれえないというのが、ビジネス界の意見でした。また、金融部門についても、HRDDの実践を前進させる法的基礎が必要であり、政府はその方向でも対策を取るべきだという意見が聞かれました。」と報告されています。

当アンケートは、こうした現状等を踏まえ、各社におけるHRDDの義務付けを行う法律等、HRDDの実践を前進させる法律の制定に関する皆様のご意見を広く伺い、社会に明らかにするものです。

つきましては、別紙アンケートへのご協力をお願い申し上げます。アンケートへのご回答はWord又はPDFファイルの形式により当団体(info_bhr@hrn.or.jp)までメール添付にてご送付ください。なお、メールアドレスが不明のため郵送にて本書面を送付した企業においては、上記メールアドレスに一度ご連絡いただければ、アンケートのデータを送付させていただきます。

アンケートの締め切りは、本年11月10日(金)を予定しております。また、アンケート結果については本年中を目途に当団体のウェブサイト等にて公開する予定であり、ご回答内容はそのままウェブサイト等に掲載いたします。もしアンケートにご回答いただけない場合には、企業名を明らかにして未回答の旨を公開させていただく予定です。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

¹ 日本語版

<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/development/wg/statement/20230804-eom-japan-wg-development-japanese.pdf>

² 英語 <https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/development/wg/statement/20230804-eom-japan-wg-development-en.pdf>



人権デュー・ディリジェンス(HRDD)の義務付けを行う法律等
HRDDの実践を前進させる法律の制定に関するアンケート

企業名: _____

回答日: 年 月 日

以下の質問へのご回答をお願いいたします。なお、回答にあたっては、貴社日本法人としての取り組みやご見解についてお答えください。海外法人について記載される場合には、該当箇所にてその旨明記をお願いいたします。

質問1 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律を日本政府が制定することが望ましいと考えますか。望ましいと考える場合、その理由もお聞かせ下さい。

質問2 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律が制定されることにより、企業間に「公正な競争条件」が生まれると考えますか。

質問3 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律が制定されることにより、企業の人権に対する取り組みにおける「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等の政府のガイドラインや、そのほかの政府の政策や基準との整合性が高まるようになると考えますか。

質問4 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律が等HRDDの実践を前進させる法律制定された場合、中小企業もその対象とすることで、中小企業に UNDPs を採用する動機を生むことにつながると考えますか。その場合、中小企業にも大企業と同様の義務を課すべきと思いますか。又は中小企業には努力義務とする等の義務の相違を設けるべきと思いますか。

質問5 貴社は、金融部門についても、HRDDの実践を前進させる法的基礎が必要であり、政府はその方向でも対策を取るべきと考えますか。例えば、法制化の際にはHRDDを行う対象として、投融資先を含めるべきと思いますか。

質問6 貴社において、HRDDの実践を前進させる法律を制定するにあたって、政府が留意すべきと考える点(義務付けの内容・範囲、実効性確保の方法等)がありましたらご回答下さい。

(以上です。ご協力ありがとうございました。)